

改正政治資金規正法等の概要

(令和6年6月及び12月改正)

令和7年5月

(令和8年4月一部改訂)



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

令和5年から6年にかけて、政治資金パーティー収入の不記載問題が大きく取り上げられたことを契機に、政治団体の収支報告の適正の確保及び透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治資金規正法の改正案等が議員立法として提案され、国会における審議を経て以下の法律が成立しました。

<令和6年6月>

- ・「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和6年法律第64号）

<令和6年12月>

- ・「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和7年法律第1号）
- ・「政治資金規正法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第2号）
- ・「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律」（令和7年法律第3号）

本資料は、これら4本の法律及び関連する政省令の概要等についてまとめたものです。

【令和6年6月改正（政治資金規正法改正）】（令和6年6月19日成立、同年6月26日公布）

- 国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等（代表者の監督責任、罰則の強化等）
- 政治資金監査の強化（国会議員関係政治団体の範囲の拡充（※1）、翌年への繰越しの金額の確認等）
- 政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進（国会議員関係政治団体の収支報告書のオンライン提出の義務化（※2）等）
- 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ（20万円超→5万円超）（※2）
- 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限（口座振込みによる方法への制限）
- 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止
- 国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保（みなし国会議員関係政治団体）
- 個人寄附者等の個人情報の保護（※2）

施行期日 原則として、令和8年1月1日から施行

- 〔 ※1 令和7年10月1日から施行
※2 令和9年1月1日から施行 〕

注）上記改正に含まれていた「いわゆる政策活動費の使途公開」は、令和6年12月改正により削除された。

- ・ 改正法の附則において、以下の事項については、今後の検討事項とされた。
 - 1 政党交付金の交付停止等の制度の創設
 - 2 政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容
 - 3 政治資金に関する独立性が確保された機関の設置
 - 4 検討
 - (1) 外国人等による政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制
 - (2) 個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置
 - (3) 自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外
 - (4) 政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討

【令和6年12月改正等】（令和6年12月24日成立、令和7年1月8日公布）

①政治資金規正法改正

- 渡切りの方法による経費支出の禁止

施行期日 令和8年1月1日から施行

②政治資金規正法等改正

- 収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実（政党本部、政治資金団体及び国会議員関係政治団体）
- 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等
- 租税特別措置法の一部改正（政党の選挙区支部の代表者である公職の候補者が当該支部に寄附をする場合の寄附金控除の特例等の適用除外等の措置）（※）

施行期日 原則として、令和9年1月1日から施行（※ 令和8年1月1日から施行）

〔 ・ 改正法附則において、政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置については、この法律の公布の日後1年以内を目途として講ずるものとされた。 〕

③政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律

- 政治資金監視委員会の設置等

※ いわゆるプログラム法であり、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金監視委員会を置き、以下の事務を行うこととされている。

- ① 国会議員関係政治団体の収支報告書の記載の正確性に関する監視を行うこと。
- ② 政治資金の制度に関する提言を行うこと。
- ③ ①・②の事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

I.	国会議員関係政治団体に関する改正	5
1	国会議員関係政治団体の範囲の拡充	5
2	預貯金による政治資金の保管	8
3	翌年への繰越しの金額の確認等	9
4	登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充	9
5	代表者による確認書制度	12
6	収支報告書等のオンライン提出の義務化	14
7	収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例	17
II.	寄附・支出に関する改正	18
1	渡切りの方法による支出の禁止等	18
2	公職の候補者が特定政党支部に寄附をする場合の寄附金控除の特例等の適用除外等の措置	18
3	政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止	20
4	外国人・外国法人等による政治活動に関する寄附の禁止	20
5	個人寄附者等の個人情報の保護	20
III.	政治資金パーティーに関する改正	21
1	政治資金パーティーの対価の支払方法の制限	21
2	外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等	21
3	政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ	22
IV.	収支報告書の公表に関する改正	23
1	収支報告書等のインターネット利用による公表	23
2	収支報告書等のオンライン提出の義務化	23
3	収支報告書に係るデータベースを用いた公表	23
4	個人寄附者等の個人情報の保護	25
V.	政治資金監視委員会等の設置	27
VI.	その他	28
1	新設された罰則	28
2	政党助成法における規定の整備	29
3	改正法附則における規定	30
参考		31
1.	全体スケジュール	31
2.	参考URL	32

国会議員関係政治団体の範囲の拡充

1 国会議員関係政治団体の範囲の拡充（令和8年1月1日から適用）

令和8年1月1日から、以下の③及び⑤の政治団体が国会議員関係政治団体の範囲に追加されました。

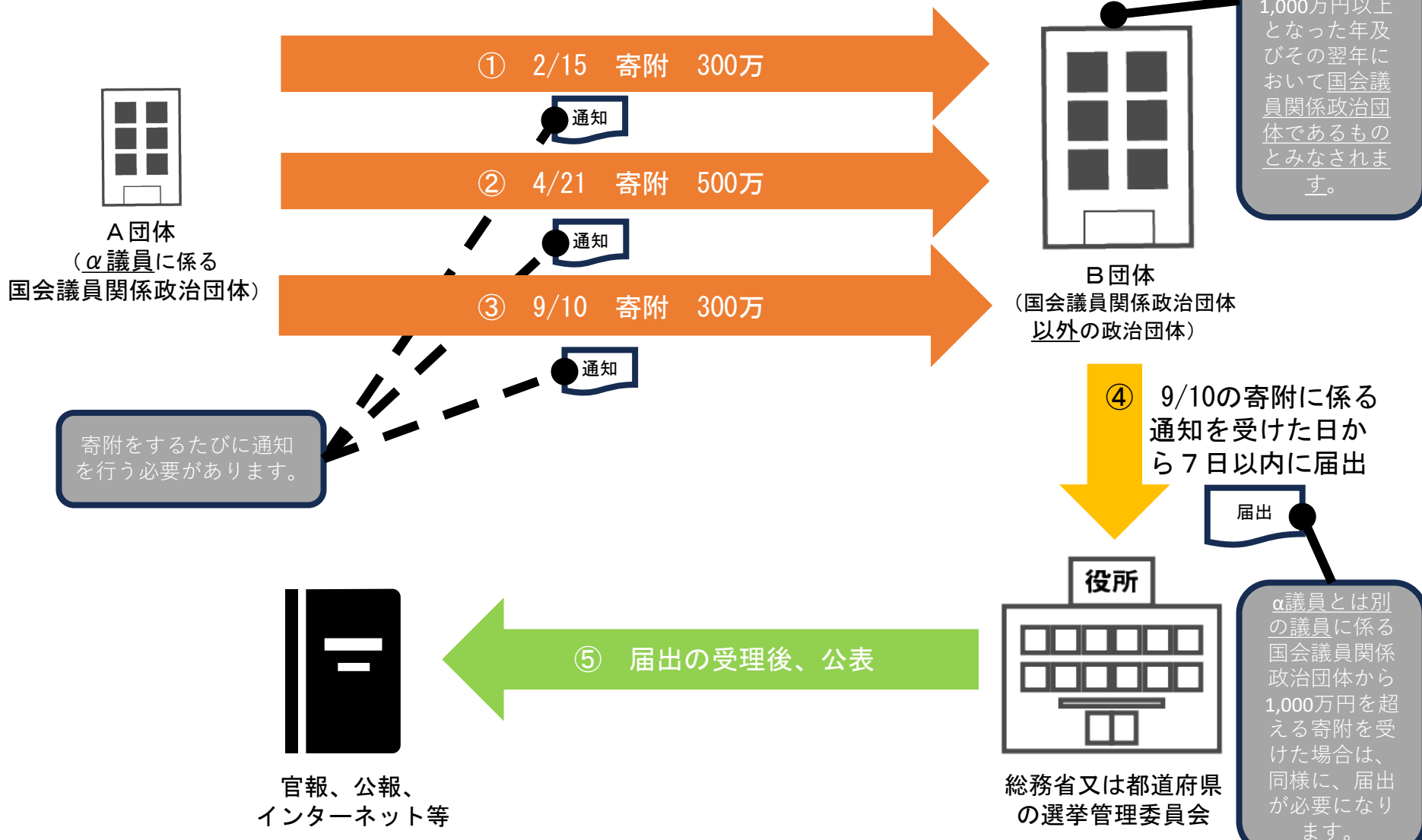
国会議員関係 政治団体	次の①②③の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）及び④⑤の政治団体（国会議員関係政治団体とみなされます。） ① 国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体 ② 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体 ③ 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体） ④ 政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの ⑤ 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体（1,000万円以上となった年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされます。） (1)同一の国会議員関係政治団体（上記③を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計） (2)同一の上記③に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額 なお、「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。
----------------	--

国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨等を通知しなければなりません（通知の様式及び記載例は7ページ参照。）。

上記⑤の政治団体については、各年中において、上記⑤(1)又は(2)のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円に達することとなった寄附に係る上記の通知を受けた日から7日以内に、その旨を届け出なければなりません。

国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附

(参考例) 同一の国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額が1,000万円以上となる場合



国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附

【記載例】

第 33 号様式（第 24 条の 3 関係）

国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知

令和〇年〇月〇日

政治団体の名称 〇〇政治研究会
代表者の氏名 甲川 太郎 殿

政治団体の名称 甲乙会
事務所の所在地 東京都〇〇区〇〇町
〇丁目〇番地
代表者の氏名 山川 一郎



令和〇年〇月〇日に貴団体に対して 5,000,000 円の寄附をしたため、政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 上記寄附は、国会議員関係政治団体からの寄附である。
- 上記寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地は、上記のとおりである。
- 上記寄附をする国会議員関係政治団体の区分等は、次のとおりである。

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号以外に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号に係る国会議員関係政治団体

（政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号以外に係る国会議員関係政治団体の場合）

公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類
(やまかわ 一郎) 山川 一郎	衆議院議員（現職）

- 本年において政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する寄附の金額が 1,000 万円以上となったときは、同法第 7 条第 2 項の規定による届出をする必要がある。

＜国会議員関係政治団体が通知を行う場合の留意点＞

国会議員関係政治団体が寄附の相手が政党（支部を含む）又は政治資金団体の場合は、通知は必要ありません。

また、本通知は書面により行うほか、当該書面の電子データに電子署名を付した上でメール等で送信することも可能とされています。

＜国会議員関係政治団体以外の政治団体が通知を受けた場合の留意点＞

通知を受けた政治団体は、本通知を当該通知に係る収支報告書が公表された日から 3 年間保存しなければなりません。

本通知を書面で受けた場合は当該書面を保存し、電子データで受けた場合は当該電子データを保存してください。

預貯金による政治資金の保管

2 預貯金による政治資金の保管（令和8年1月1日から適用）

国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとされています。

【Q & A】 預貯金による政治資金の保管

Q 国会議員関係政治団体は、一定の手持ち現金を保有することも禁じられるのですか。

A 国会議員関係政治団体の全ての金銭について、現金のまま保管するのではなく、預貯金口座で保管することを求めるものであり、国会議員関係政治団体が必要な範囲内において預貯金口座から現金を引き出して保有することを一切禁ずるものではありません。

なお、12月31日時点において、一定の手持ち現金を保有している場合、翌年への繰越しの金額の確認に当たり、預貯金口座の残高と一致しないため、差額説明書の作成が必要となります。

（「国会議員関係政治団体の収支報告の手引（令和8年分収支報告書用）」58ページ）

翌年への繰越しの金額の確認等及び登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充

3 翌年への繰越しの金額の確認等（令和8年分収支報告書及び令和9年解散分収支報告書から適用）

（1） 残高確認書の作成

国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（以下「残高確認書」という。10ページ参照。）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければなりません。

残高確認書には、次のいずれかを添付して下さい。

- ・ 預金又は貯金の残高を証する書面であって当該預金又は貯金の口座に係る金融機関が作成するもの（残高証明書）
- ・ その他の当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の状況を示す書類

（2） 差額説明書の作成

国会議員関係政治団体の会計責任者は、翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（「差額説明書」という。11ページ参照。）を作成しなければなりません。

記載方法としては、「1と2の金額が一致しない理由」欄には、

- ・ ○年12月31日時点において、○円の手持ち資金を現金で保有していたため。
- ・ ○件○円分のクレジットカードを利用した支出に係る口座振替は年を越えて行われたため。
- ・ ○年12月○日の事務職員の立替払いによる支出に係る精算が、翌年1月○日になったため。

など具体的に記載して下さい。

4 登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充（令和8年分収支報告書及び令和9年解散分収支報告書から適用）

登録政治資金監査人による政治資金監査において、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていることを確認することとされています。

※ 年の途中で国会議員関係政治団体になった場合や年の途中で国会議員関係政治団体でなくなった場合も、残高確認書及び差額説明書を作成し、政治資金監査を受ける必要があります（後述する代表者による確認書の作成も必要です。）。

また、残高確認書及び差額説明書は収支報告書と併せて提出する必要はありませんが、収支報告書が公表された日から3年間書面による保存が必要です。

残高確認書について（様式及び記載例）

【記載例】

第 29 号様式（第 15 条の 2 関係）

残高確認書

政治団体の名称 甲乙会

会計責任者の氏名 乙川 次郎



政治資金規正法第19条の11の2第1項の規定により、令和〇年 1 2 月 3 1 日における預金又は貯金の口座の残高の額について、次のとおり確認しました。

記

預金又は貯金の口座					残高の額											
金融機関名	支店名	預貯金の種別	口座番号	口座名義人			十億			百万			千			円
甲銀行	本店	普通	1234567	甲乙会					1	0	8	0	0	5	5	1
乙銀行	〇〇支店	当座	7654321	乙川次郎						4	5	2	6	0	0	0
合計									1	5	3	2	6	5	5	1

※ 記載方法やQ & Aについては、「国会議員関係政治団体の収支報告の手引（令和 8 年分収支報告書用）」1 8 1～1 8 4 ページをご参照ください。

差額説明書について（様式及び記載例）

【記載例】

第30号様式（第15条の2関係）

差額説明書

令和○年○月○日

政治団体の名称 甲乙会
会計責任者の氏名 乙川 次郎 (印)

政治資金規正法第19条の11の2第1項の規定による確認の結果、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額の合計額と一致しないため、同条第2項の規定により、その旨及びその理由を次のとおり説明します。

記

- 1 収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額
15,782,651円
- 2 残高確認書に記載された残高の額の合計額
15,326,551円
- 3 1と2の金額の差額
456,100円
- 4 1と2の金額が一致しない理由（差額の理由）
 - ・令和○年12月31日時点において、56,100円の手持ち資金を現金で保有していたため。
 - ・10件400,000円分のクレジットカードを利用した支出に係る口座振替は年を越えて行われたため。

※ 記載方法やQ&Aについては、「国会議員関係政治団体の収支報告の手引（令和8年分収支報告書用）」185、186ページをご参照ください。

代表者による確認書制度

5 代表者による確認書制度

(1) 収支報告書の提出前（令和8年1月1日から適用）

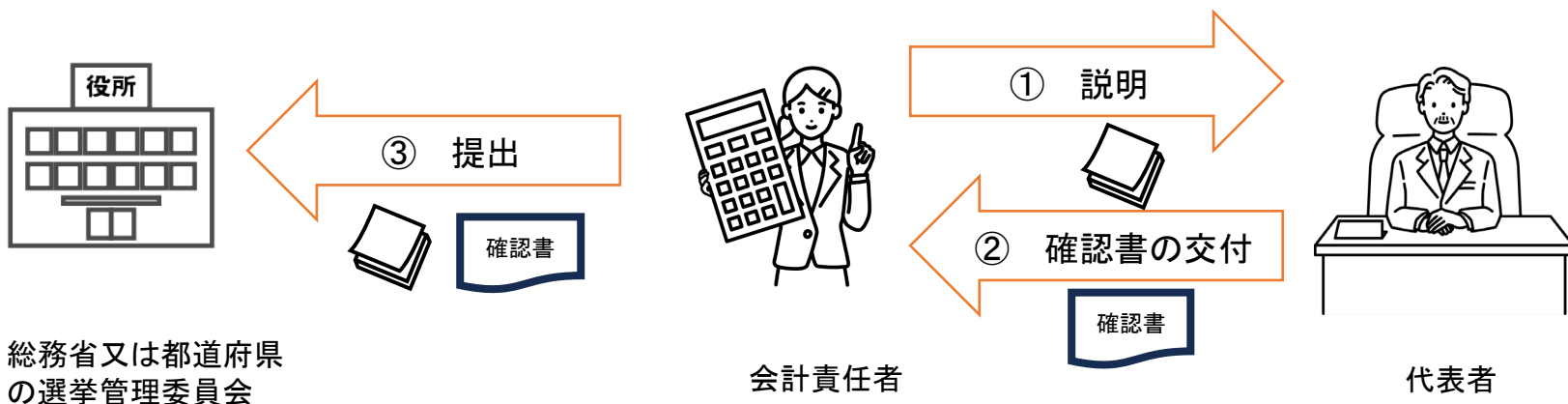
国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が法の規定に従って行われるよう、会計責任者を監督しなければなりません。

また、随時又は定期的に、次の事項を確認しなければなりません。

- ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
- ・ 会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

(2) 収支報告書の提出時（令和8年分収支報告書から適用）

- ① 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければなりません。
- ② 国会議員関係政治団体の代表者は、上記（1）の確認の結果及び上記（2）①の説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければなりません。
- ③ 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、上記（2）②の確認書を添付しなければなりません。



確認書について（様式及び記載例）

【記載例】

第 32 号様式（第 17 条の 2 関係）

確認書

私は、会計責任者である **乙 川 次 郎** から、令和〇年〇月〇日・同年〇月〇日に、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示され、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて説明を受けました。

私は、私が政治資金規正法第 19 条の 12 の 3 の規定に基づき随時又は定期に行つた会計帳簿等の保存、会計帳簿への記載及び会計責任者が当該会計帳簿を備えていることに関する確認の結果、同法第 19 条の 14 の 2 第 1 項の規定による会計責任者からの説明の内容並びに登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書に基づき、会計責任者が、収支報告書に記載すべき事項を記載しており不記載や虚偽の記入がなく、収支報告書を政治資金規正法の規定に従って作成していることを確認しました。

確認が終了した日付（※）を記載して下さい。

※ 政治資金監査報告書の日付～宣誓書の日付の間（同日含む）になるものと考えられます。

令和〇年〇月〇日
政治団体の名称 **甲乙会**
代表者の氏名 **山 川 一 郎**

電子署名が付与された確認書をオンラインで提出する場合、法令上、代表者の氏名を自署する必要はありませんが、分かりやすさの観点から、代表者の氏名は記載するようにして下さい。

＜代表者から会計責任者への確認書の提出方法＞

代表者は、できる限り電子署名を付与した確認書を会計責任者に交付することが望ましいですが、代表者が電子署名を付与することができないなどの理由により、確認書が書面により交付された場合には、会計責任者はその書面を郵送等により提出することになります。

※ 解散分の収支報告書は、代表者と会計責任者が共同で作成・提出するものであるため、確認書を添付する必要はありません。

※ 記載方法や Q & A については、「国会議員関係政治団体の収支報告の手引（令和 8 年分収支報告書用）」195～202 ページをご参照ください。

収支報告書のオンライン提出の義務化

6 収支報告書のオンライン提出の義務化（令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から適用）

政党本部、政治資金団体及び国会議員関係政治団体は、令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から、収支報告書のオンライン提出が義務付けられています。

義務化に円滑に対応していただくため、義務付け前の令和7年分収支報告書からオンライン提出をご検討ください。

（１）利用申請

収支報告書のオンライン提出を行うためには、政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用する必要があります。

利用に当たっては、①マイナンバーカードによる電子申請、②申請書による紙申請（以下の書類）のいずれかの方法で利用申請が必要です。

利用申請のページはこちらです。

https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020202_1



令和7年分収支報告書の提出期限（令和8年6月30日）に向け、令和7年度中をメドに時間的余裕をもって利用申請をお願いします。

（２）総務省ソフトによる収支報告書の作成

収支報告書のオンライン提出を行うためには、総務省が提供するソフトにより、収支報告書を作成する必要があります。

収支報告書作成ソフトには日々の会計データを入力した会計帳簿から収支報告書を作成する「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」と直接収支報告書を作成する「収支報告書作成ソフト（単独使用）」の2種類があります。いずれのソフトも様式内・様式間の自動計算機能やエラーチェック機能など、入力誤りを防止する機能を搭載しています。用途に合わせてご利用ください。

※ソフトは最新のバージョンをご利用ください。

なお、ソフトの利用に当たって、利用申請等の必要はありません。

（３）オンラインシステムで収支報告書を提出

オンラインシステムにログインし、（２）で作成した収支報告書データ等をオンライン提出してください。

政治団体 ID		外字置き換え候補		☐ 希望する ☐ 希望しない	
※行政機関記入欄					
受付印		政治資金関係申請・届出オンラインシステム 新規利用者登録申込書			
		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日			
総務省 殿		選挙管理委員会 殿			
「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」について、利用規約に同意した上で新規利用者登録を申し込みます。					
申込者 (下記政治団体の代表者又は会計責任者)	ふりがな				
	氏名				
	住所	(〒 ____) ☐ 都 ☐ 道 ☐ 府 ☐ 市 ☐ 区 ☐ 町 ☐ 村			
	電話番号				
	生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和			
	メールアドレス (ユーザー ID)	@			
	本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 官公庁が発行した身分証明書 ☐ 住民票の写し（原本） ☐ 特殊法人、独立行政法人、地方独立行政法人が発行した身分証明書 ☐ その他()			
申請者区分 (代理人が申請する場合は委任状が必要)	☐ 本人 ☐ 代理人 代理人氏名 _____ ※ 郵送の場合は代理人申請不可				
政治団体	ふりがな				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(〒 ____) ☐ 都 ☐ 道 ☐ 府 ☐ 市 ☐ 区 ☐ 町 ☐ 村			
	主たる活動区域	☐ 一つの都道府県区域内で活動 ☐ 二以上の都道府県にまたがって活動			
	申込者区分	☐ 代表者 ☐ 会計責任者 (既に収支報告書の提出は会計責任者区分での申込みが必要です 代表者兼任でも可) ☐ 解散団体 (既に解散している政治団体の場合にチェック) ☐			
初期パスワード通知書の郵送先 (主たる事務所の所在地への郵送を希望する場合はチェック) ☐ ※ チェックがない場合は申込者の住所に郵送されます。					

- 【注意事項】
- 政治団体の届出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会へ直接又は郵送によりお申し込みください。
 - 申込者区分（代表者・会計責任者）によりご利用いただける手続きが異なります。収支報告書の提出は会計責任者区分での申込みが必要です（代表者と兼任でも可）。
 - 申込者の氏名、住所及び生年月日は、政治団体に係る届出及び本人確認書類の氏名、住所及び生年月日と一致している必要があります。
 - 郵送で申し込みいただく場合は、利用者（申込者）の本人確認書類を添付してください。なお、本人確認書類に係る個人情報、本利用申し込みの書面以外の目的では使用いたしません。
 - 外字置き換えの候補を希望する場合は、申請メールアドレスにて、後日メールアドレスから置き換え順序の候補が送付されます。

収支報告書のオンライン提出の義務化

国会議員関係政治団体の会計責任者の皆様へ

令和6年度の政治資金規正法改正により、国会議員関係政治団体については、**令和9年1月1日以降**に提出する収支報告書から**オンラインによる提出が義務付け**られます。(現在は努力義務)

	令和7年定期分 (令和7年1月1日～12月31日) 収支報告書	令和8年定期分 (令和8年1月1日～12月31日) 収支報告書
提出期限	令和8年6月30日※	令和9年5月31日
オンライン提出	努力義務	義務

※第51回衆議院議員総選挙の実施に伴い、政治資金規正法の規定に基づき、提出期限が1か月延長されております。

オンライン提出にはさまざまな準備が必要です。
義務化に円滑に対応頂くため、
義務付け前の令和7年分収支報告書から
オンライン提出をご検討ください。

利用申請がまだの方 (⇒裏面STEP 1へ)	収支報告書の提出期限(令和8年6月30日)に向け、令和7年度中を目処に時間的余裕をもって利用申請をお願いします。
利用申請がお済みの方 (⇒裏面STEP 2以降へ)	総務省が提供するソフトにより、収支報告書を作成ください。

導入にあたり分からないことがあれば
担当課にお問い合わせください。

■収支報告書のオンライン提出に関すること

総務省選挙部政治資金課 TEL 03-5253-5578
各都道府県選挙管理委員会 (電話番号は各都道府県庁ホームページでご確認ください)

■オンラインシステムやエクセルソフトの操作方法に関すること

政治資金ヘルプデスク TEL 03-5500-7022

政治資金関係申請・届出オンラインシステム



オンライン提出に向けた 5 STEP

STEP 1 システムの利用申請

オンライン提出には「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」の利用申請があらかじめ必要であり、①マイナンバーカードによる電子申請、②申請書による紙申請のいずれかの方法があります。

※ 申請後、初回ログインに関する情報がメール及び郵便で届きますので、30日以内にログインを行ってください。

STEP 2 会計帳簿の作成

総務省が提供する「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」の補助簿機能をご利用いただくことで、会計帳簿の入力も簡素化できます。

※ 総務省が提供するソフトのダウンロードには利用申請は不要ですが、最新のバージョンをご利用ください。

STEP 3 収支報告書の作成

「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」により会計帳簿を作成した場合は、入力内容から自動的に収支報告書が作成できます。「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」により会計帳簿を作成していない場合は、「収支報告書作成ソフト(単独使用)」により収支報告書を直接作成ください。

※ 総務省が提供するソフトでは、寄附金(税額)控除のための書類等が自動作成でき、自動計算機能・エラーチェック機能もあります。

STEP 4 併せて提出する書面の準備

政治資金監査報告書・確認書について、登録政治資金監査人・代表者から交付を受けます。

※ 登録政治資金監査人・代表者は、会計責任者がオンラインにより政治資金監査報告書・確認書を出してできる限り電子署名を付与して交付することが望ましいです。

※ 確認書は、令和8年分収支報告書から添付することとなります(解散分の収支報告書には添付不要です)。

STEP 5 収支報告書等のオンライン提出

「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」にログインし、総務省が提供するソフトにより作成した収支報告書データ等をオンライン提出します。

※ 提出にあたっては、ソフト内のメニューからXMLデータ作成を選択し、出力された収支報告書データ(XML形式)を提出してください。

※ 登録政治資金監査人・代表者から電子署名を付与した政治資金監査報告書・確認書が交付された場合には、収支報告書と併せてオンライン提出してください。

※ 領収書等の写しや寄附金(税額)控除のための書類も、収支報告書と併せてオンライン提出できます。

参考ページ

オンラインシステムホームページ

- ① システムの利用申請について (STEP 1)
https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020202_1
- ② 作成ソフトのダウンロードについて (STEP 2、3)
<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020211>
- ③ 電子署名について (STEP 4)
<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GC020301>

総務省ホームページ

- ④ 「なるほど! 政治資金」
https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo05.html
- ⑤ 国会議員関係政治団体の収支報告の手引き
https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/tebiki.html
- ⑥ 改正政治資金規正法等の概要資料
https://www.soumu.go.jp/main_content/001008217.pdf



収支報告書のオンライン提出の義務化

収支報告書と併せて提出又は添付する書面のオンライン提出について

	オンライン提出の 義務等	オンライン提出の 方法等
①領収書等の写し	オンライン提出は 任意	・「領収書等の写し」及び「振込明細書の写し」は、原本をスキャンしたPDFデータを提出。 ・「徴難明細書」及び「支出目的書」は、収支報告書作成ソフトで作成して提出。
②徴難明細書		
③支出目的書及び振込明細書の写し		
④政治資金監査報告書	令和9年1月1日から 義務付け	・会計責任者がオンライン提出を行うためには、政治資金監査人又は代表者から電子署名を付与した電子データの交付を受けることが必要。 ※ 政治資金監査人又は代表者は、できる限り電子署名を付与した「政治資金監査報告書」、「確認書」を会計責任者に交付することが望ましいですが、代表者等が電子署名を付与することができないなどの理由により、それらが書面により交付された場合には、会計責任者はその書面を郵送等により提出することになります。
⑤確認書		
⑥寄附金控除のための書類	任意	・収支報告書作成ソフトで作成して提出。

※ ①、②、③は該当する書面がある場合のみ、⑥は控除を受ける場合のみ提出が必要。

収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例

7 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例

(令和8年分収支報告書から適用)

国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国会議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2から第199条の5まで（公職の候補者等の寄附の禁止等）の規定は、適用しないこととされています。

渡切りの方法による支出の禁止・寄附金控除の特例

1 渡切りの方法による支出の禁止等（令和8年1月1日から適用）

政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができないものとされています。

政治資金の収支の報告に当たっては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならないとされています。

【Q & A】「渡切りの方法」による「経費の支出」

Q 政治団体ができない「渡切りの方法」による「経費の支出」とは、どのような支出ですか。

A 一般論として、政治資金規正法第8条の2の2においては、「政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によつては、することができない。」とされており、「渡切りの方法」による「経費の支出」について特段の定義はありませんが、令和6年の改正法の法案審議において、

①政治団体の役職員又は構成員に対する支出

②政治団体が決定した一定の活動に使用すべき義務を負うもの

③支出を受けた者の責任及び計算において使用することができ、精算や返納が不要なもの

といった性格を有するものを意味するとの考えが示されており、実態に応じて各政治団体において判断いただきたいものと考えております。

なお、政治団体から総務省又は都道府県選管に提出される政治資金収支報告書や領収書等の写しの記載のみで、個々の支出が「渡切りの方法」によるものであるかについては、判断できないものと考えています。

（「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」 157ページ）

2 公職の候補者が特定政党支部に寄附をする場合の寄附金控除の特例等の適用除外等の措置（令和8年1月1日から適用）

公職の候補者が、特定政党支部（政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるもの）に対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象とならないものとされました。

旅費の支給と渡切りの方法による支出との関係

【Q & A】「渡切りの方法による支出」と旧会計法の「渡切費」

Q 政治資金規正法第8条の2の2における「渡切りの方法による支出」と旧会計法の「渡切費」は同じ定義ですか。

A 令和6年の改正法の法案審議において、法案提案者から、旧会計法で定められていた「渡切費」と同じものである旨が述べられています。

【Q & A】旅費の支給と「渡切りの方法による支出」

Q 旧会計法でも国家公務員の旅費については、実質、定額などの支給方法に関わらず、「渡切費」とは扱われなかったことを踏まえると、政治団体が構成員等に旅費を定額支給することは、政治資金規正法第8条の2の2における「渡切りの方法による支出」に抵触しないのではないのでしょうか。

A 交通費や宿泊費などの旅費の支給については、一般に、
・実費を支給する方式
・一定の客観的・合理的な基準に従って定額で支給する方式
の2つがあると承知しています。

旧会計法では、国家公務員の旅費が定額支給は「渡切費」として扱われていなかったと承知しています。

また、令和6年の改正法の法案審議においても、旅費の支給が該当するといった議論もなかったものと承知しています。

こうした点を踏まえると、一般論として、旅費が一定の客観的・合理的な基準に従って算出され、社会通念上相当な範囲内で定額支給される限りにおいては、直ちに政治資金規正法第8条の2の2に規定する方法に該当するものではないと考えられますが、いずれにしても、個別の支出が当該規定に該当するか否かについては、具体の事実に基づいて判断されるべきものと考えています。

(参考) 国家公務員の旅費制度について

○ 国家公務員旅費の各費目における定額・実費の取扱い（R6改正後）

旅費種目の名称		定額/実費	旅費種目の内容
交通費		実費	鉄道、航空機等の利用に必要な費用
宿泊費等	宿泊費	実費（上限付き）	旅行中の宿泊に要する費用
	包括宿泊費	実費（※）	パック旅行に要する経費
	宿泊手当（旧日当）	定額	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む。）に充てるための費用

※交通費の額及び宿泊費上限額の合計額を上限とした実費額

○ 国家公務員旅費における内国宿泊費の上限額（R8. 4～） 都道府県を基本単位として、各区分の金額を定めている。

区 分	宿泊費（一夜につき）		
	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が十級以下の者
北海道	30,000円	20,000円	15,000円
青森県	24,000円	16,000円	12,000円
岩手県	20,000円	13,000円	10,000円
宮城県	24,000円	16,000円	12,000円
秋田県	22,000円	14,000円	11,000円
山形県	20,000円	13,000円	10,000円
福島県	18,000円	12,000円	9,000円
茨城県	22,000円	14,000円	11,000円
栃木県	22,000円	14,000円	11,000円
群馬県	24,000円	16,000円	12,000円
埼玉県	32,000円	21,000円	16,000円
千葉県	34,000円	22,000円	17,000円
東京都	42,000円	27,000円	21,000円
...	...	...	...
鹿児島県	22,000円	14,000円	11,000円
沖縄県	24,000円	16,000円	12,000円

○ 国家公務員旅費における宿泊手当（旧日当）の額 2,400円（一夜につき）

- 〔※ 職階や地域にかかわらず同額
※ 宿泊費や交通費に夕朝食代が含まれている場合等は減額〕

政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止等

3 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止（令和9年1月1日から適用）

政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附が禁止されます。

4 外国人・外国法人等による偽っての政治活動に関する寄附の禁止（令和9年1月1日から適用）

外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人（発行済株式の過半数を外国人等が保有する日本法人のうち、株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの）でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることはできません。（従来から、寄附を受けることは禁止されています。）

（参考）外国人・外国法人等による政治活動に関する寄附の禁止（太字部分が新設されました）

何人も、以下の者から政治活動に関する寄附を受けることはできません。

- ① 外国人（日本の国籍を有しない自然人）
- ② 外国法人（外国の法令に準拠して設立された法人）
- ③ 主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織
（発行済株式の過半数を外国人若しくは外国法人が保有する日本法人等）

※発行済株式の「過半数」の判断基準日は、直近の定時株主総会基準日（会社法に規定する議決権行使の基準日）が1年以内にあったものについては、当該定時株主総会基準日。

ただし、上記③の例外として、発行済株式の過半数を外国人等が保有する日本法人のうち、株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの（特例上場日本法人）からの寄附の受領は禁止されません。

特例上場日本法人が寄附をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければなりません。

特例上場日本法人からの寄附については、会計帳簿及び収支報告書にその旨を記載しなければなりません。

また、令和9年1月1日から外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることはできません。

5 個人寄附者等の個人情報の保護（令和9年1月1日以後に提出される収支報告書から適用）（24ページ参照）

政治資金パーティーの対価の支払方法の制限等

1 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限

(令和8年1月1日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で同日以後に支払がなされるものから適用)

- ・ 何人も、政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振込みによることなく、政治資金パーティーの対価の支払をすることができず、政治資金パーティーを開催する者は、口座への振込み以外の方法によってされる政治資金パーティーの対価の支払を受けることはできません。
- ・ ただし、政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払その他口座への振込み以外の方法によってすることがやむを得ないと認められる政治資金パーティーの対価の支払については、口座への振込み以外の方法によってすることができます。この場合は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れなければなりません。

2 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等

(令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に收受されるものから適用)

- ・ 何人も、外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはなりません。
- ・ 特例上場日本法人（発行済株式の過半数を外国人等が保有する日本法人のうち、株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの）が政治資金パーティーの対価の支払をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該対価の支払を受ける者に通知しなければなりません。
- ・ 外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません。
- ・ 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければなりません。今回の改正では、この告知義務に加えて、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知しなければならないこととされました。

政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ

3 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ

(令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用)

- ・ 収支報告書における政治資金パーティーの対価の支払をした者の氏名等の公開基準額について、**一の政治資金パーティーごとに5万円を超えるもの(※)**について、**支払者の氏名等を公開することとされました。**

※ 令和8年12月31日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で令和8年12月31日以前に収受されたものについては、「20万円を超えるもの」となります。

	令和8年定期分 (令和8年1月1日～12月31日) 収支報告書	令和9年定期分以降の 収支報告書
令和8年12月31日以前に開催された 政治資金パーティーの対価に係る収入 (収受年は問わない)	20万円超	20万円超
令和9年1月1日以後に開催される 政治資金パーティーの対価に係る収入で 令和8年12月31日以前に収受されたもの	20万円超	—
令和9年1月1日以後に開催される 政治資金パーティーの対価に係る収入で 令和9年1月1日以後に収受されるもの	—	5万円超

収支報告書等のインターネット利用による公表等

1 収支報告書等のインターネット利用による公表（令和8年1月1日から適用）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書をインターネットを利用する方法により公表しなければならないこととされました。

これに伴い、官報又は都道府県の公報による収支報告書の要旨の公表に係る規定は削除されました。

2 収支報告書のオンライン提出の義務化（令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から適用）（14～16ページ参照）

政党本部、政治資金団体及び国会議員関係政治団体は、令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から、収支報告書のオンライン提出が義務付けられています。

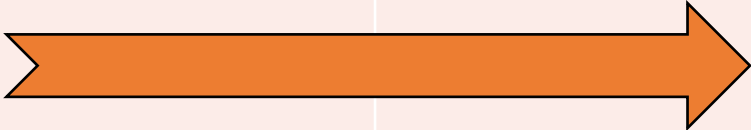
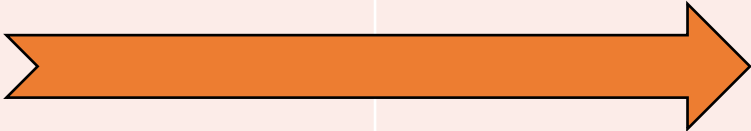
3 収支報告書に係るデータベースを用いた公表（令和10年4月1日までに開始）

総務大臣は、オンラインで提出された政党本部、政治資金団体及び国会議員関係政治団体の収支報告書の情報については、収支報告書が公表されている期間中、個人寄附者等に係る事項を除きデータベースを用いた公表も行うこととされました。

※ データベースによる公表は、令和8年定期公表分以降及び令和10年解散分以降の収支報告書を対象とし、令和10年4月1日までに開始されます。

その後、定期公表分の収支報告書についてはその年の12月31日までに、追加公表分・解散分の収支報告書については当該収支報告書が公表された日以後遅滞なく、データベースを用いた公表が行われます。

収支報告書のオンライン提出の義務化・データベース（DB）を用いた公表の適用表

		令和 7 年定期分 (令和 7 年 1 月 1 日～12月31日) 収支報告書	令和 8 年定期分 (令和 8 年 1 月 1 日～12月31日) 収支報告書	令和 9 年定期分 (令和 9 年 1 月 1 日～12月31日) 収支報告書	令和 10 年定期分 (令和10年 1 月 1 日～12月31日) 収支報告書
政党本部・政治資金団体	提出期限	令和 8 年 4 月末 (※) までに提出	令和 9 年 3 月末 までに提出	令和10年 3 月末 までに提出	令和11年 3 月末 までに提出
	提出方法・DB公表	オンライン提出は任意	オンライン提出義務・DB対象		
国会議員関係政治団体	提出期限	令和 8 年 6 月末 (※) までに提出	令和 9 年 5 月末 までに提出	令和10年 5 月末 までに提出	令和11年 5 月末 までに提出
	提出方法・DB公表	オンライン提出努力義務	オンライン提出義務・DB対象		
(参考) その他の政治団体	提出期限	令和 8 年 4 月末 (※) までに提出	令和 9 年 3 月末 までに提出	令和10年 3 月末 までに提出	令和11年 3 月末 までに提出
	提出方法・DB公表	オンライン提出は任意	オンライン提出は任意	オンライン提出は任意	オンライン提出は任意

(注意) 令和 9 年 1 月 1 日以降に提出される解散分収支報告書（令和 8 年中に解散したもの等も含みます。）もオンライン提出義務化の対象となります。

ただし、データベースの対象となるのは、令和10年解散分以降（令和10年 1 月以降に解散したものに限りま。）の収支報告書となります。

※ 第51回衆議院議員総選挙の実施に伴い、政治資金規正法の規定に基づき、提出期限が 1 か月延長されております。

個人寄附者等の個人情報の保護

4 個人寄附者等の個人情報の保護（令和9年1月1日以後に提出される収支報告書から適用）

収支報告書に記載された**個人寄附者等**（寄附をした者又は政治資金パーティーの対価の支払をした者（それぞれあっせんした者を含む。）であって、個人であるもの）の**住所に係る部分をインターネットを利用する方法により公表するときは、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分**（外国の場合は、当該外国の国名）に限って公表されます。

ただし、**当分の間、収支報告書がオンラインにより提出された場合に限り適用し**、収支報告書がオンライン以外により提出された場合において、住所限定報告書が併せて提出されたときは、当該住所限定報告書を公表することとされています。

住所限定報告書について

- 住所限定報告書とは、個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市区町村（特別区のほか、政令指定都市にあっては区又は総合区を含む）の名称に係る部分以外の部分の記載がない書面（字名・番地等以下の記載がない書面）で、当該住所部分を除いた記載内容が収支報告書の記載内容と同一であるものをいいます。
- 収支報告書が書面により提出された場合において、住所限定報告書が併せて提出されたときは、当該住所限定報告書を公表することとされています。
- 総務省が提供する収支報告書作成ソフトには、住所限定報告書を簡単に作成する機能があります。
 ※ オンライン提出された収支報告書については、システム上の処理により、個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分に限定した公表が行われるため、住所限定報告書を作成・提出する必要はありません。

（参考）住所限定報告書の対象様式は以下のとおりです。

- ・ 個人からの寄附の内訳（様式その7）
- ・ 寄附のうち個人によってあっせんされたものの内訳（様式その8）
- ・ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち個人によって対価の支払が行われたものの内訳（様式その11）
- ・ 個人によって対価の支払のあっせんをされたものの内訳（様式その12）

住所限定報告書について

「その7の2」個人からの寄附の内訳 様式及び記載例

(その7の2)

(7の2) 寄 附 の 内 訳													寄附者の区分		個 人	
寄附者の氏名	金 額										年 月 日	住所（都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分に限る。）	職 業	備 考		
			十億		百万		千			円						
(特) 山川一郎					3	0	0	0	0	0	0	〇. 2. 1	東京都〇〇区	衆議院議員		
A 野次郎					5	0	0	0	0	0	〇. 10. 1	大阪市〇〇区	会社役員			
B 野三郎					3	0	0	0	0	0	〇. 1. 20	神戸市〇〇区	会社員			
C 山花子					3	0	0	0	0	0	〇. 9. 20	東京都〇〇区	公務員			
D 野四郎					5	0	0	0	0	0	〇. 8. 30	広島市〇〇区	団体職員	遺贈		
E 野五郎					1	1	0	0	0	0	〇. 1. 10	東京都〇〇区	自営業	事務所の無償提供		
こ の 頁 の 小 計					1	0	2	0	0	0	0					
そ の 他 の 寄 附						2	4	0	0	0	0					
合 計					1	0	4	4	0	0	0					

この様式は住所限定報告書です。
収支報告書をオンラインで提出する場合は作成不要です。

※ 様式「その8の2」寄附のうち個人によってあつせんされたものの内訳、様式「その11の2」政治資金パーティーの対価に係る収入のうち個人によって対価の支払が行われたものの内訳、様式「その12の2」個人によって対価の支払のあつせんをされたものの内訳の様式についても、記載方法は同様です。

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和7年法律第3号）
において、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金監視委員会を置くこととされています。

○ 政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和7年法律第3号）概要抜粋

1 政治資金監視委員会の設置

(1) 設置

政治資金の透明性を確保するため、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金監視委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。 （第2条関係）

(2) 組織、任命等

① 委員会は、委員長及び委員をもって組織するものとする。 （第3条関係）

② 委員長及び委員は、委員会の職務の遂行に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、2の両院合同協議会の推薦に基づき、両議院の議長が、両議院の承認を得て、これを任命するものとする。 （第4条関係）

③ ①・②のほか、委員長及び委員の身分保障及び服務並びに事務局の設置について定めるものとする。 （第5条から第7条まで関係）

(3) 監視等

委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。 （第8条関係）

① 国会議員関係政治団体の収支報告書の記載の正確性に関する監視を行うこと。

② 政治資金の制度に関する提言を行うこと。

③ ①・②の事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと

(4) 説明又は資料提出の要求等

① 委員会は、(3)の事務の遂行のため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体の公署、政党その他の者に対して、説明又は資料の提出の要求その他必要な措置を講ずることができるものとする。 （第9条第1項関係）

② 委員会は、国会議員関係政治団体の収支報告書のうちに虚偽の記入があり又は記載すべき事項の記載が欠けていると認めるときは、当該収支報告書を提出した者に対して、当該収支報告書の訂正をさせるために必要な措置を講ずることができるものとする。 （第9条第2項関係）

③ 委員会は、②の措置を講じたときは、その旨を公表しなければならないものとする。 （第9条第3項関係）

(5) 両院合同協議会に対する国政調査の要請

委員会は、特に必要があると認めるときは、2の両院合同協議会に対し、国政に関する調査を行うよう、要請することができるものとする。 （第10条関係）

2 両院合同協議会の設置

(1) 設置

委員会の委員長及び委員の推薦並びにその要請を受けて国政に関する調査を行うため、別に法律で定めるところにより、国会に、両院合同協議会（政治資金の透明性の確保に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会）を置くものとする。 （第11条関係）

(2) 国政調査

① 両院合同協議会は、委員会の要請を受けた場合において必要があると認めるときは、当該要請に係る事項について、国政に関する調査を行うことができるものとする。 （第12条第1項関係）

② 国会法第104条の規定（報告又は記録提出の要求等）は、①の国政に関する調査を行う場合における両院合同協議会について準用するものとする。 （第12条第2項関係）

新設された罰則

1 新設された罰則

違反の内容	罰則
○ 令和6年改正によって新設された罰則（令和8年1月1日施行）	
国会議員関係政治団体の会計責任者の残高確認書又は差額説明書の保存義務違反、虚偽記載（重過失の場合を含む）	3年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金
国会議員関係政治団体の代表者による確認義務違反	50万円以下の罰金
国会議員関係政治団体の会計責任者による代表者に対する収支報告書の説明義務違反、虚偽説明等	100万円以下の罰金
収支報告書に添付すべき確認書の未添付	50万円以下の罰金
（参考）その他の主な罰則	
無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反	5年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金
収支報告書の不記載、虚偽記載（重過失の場合を含む）	5年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金
政治資金監査報告書の虚偽記載	30万円以下の罰金
政治資金監査の業務に関して知り得た秘密の秘密保持義務違反	1年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金
寄附の量的制限違反	1年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金
寄附の質的制限違反	3年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金など
あっせん、関与の制限違反	6月以下の拘禁刑、30万円以下の罰金

政党助成法における規定の整備

2 政党助成法における規定の整備（令和8年1月1日から開始）

政治資金規正法における収支報告書等のインターネット利用による公表及び写しの交付の規定に合わせ、以下のとおり規定の整備を行うこととされました。

（１）使途等報告書等のインターネット利用による公表

- ①総務大臣は、使途等報告書・監査意見書・監査報告書をインターネットを利用する方法により公表しなければならないこととされました。
- ② ①に伴い、官報による使途等報告書の要旨の公表に係る規定は削除されました。

（２）使途等報告書等の写しの交付

- ①何人も、使途等報告書等が公表された日から５年間、使途等報告書等の写しの交付を請求することができることとされました。
- ② ①により総務大臣に対して写しの交付を請求しようとする者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならないこととされました。

改正法附則における規定

3 改正法附則における規定

○政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）の附則

1 個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置

個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の対象の拡大、控除率の引上げその他の個人寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討

1のほか、改正後の政治資金規正法の規定については、施行後3年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

○政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号）の附則

・ 政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置

政党助成法（平成6年法律第5号）第3条第1項の規定による政党交付金の交付の決定を受けている政党に基準日に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割（同条第2項に規定する議員数割をいう。）の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せられたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を設けるものとし、このために必要な法制上の措置について、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（注：公布の日、すなわち令和7年1月8日）後1年以内を目途として講ずるものとする。

全体スケジュール

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和10年
	4月 10月 11月 12月	4月 10月 11月 12月	4月 10月 11月 12月	4月 10月 11月 12月
全ての政治団体に関すること		★収支報告書等のインターネット利用による公表 (p. 22) ★渡切りの方法による支出の禁止等 (p. 18) ★政党助成法における規定の整備 (p. 28) ★政党の選挙区支部に対する寄附をした場合の寄附金控除の特例等の適用除外等の措置 (p. 18) ★政治資金パーティーの対価の支払方法の制限 (p. 20) ★国会議員関係政治団体範囲の適用拡大 (p. 5)	★個人寄附者等の個人情報の保護 (p. 24、25) ★政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止 (p. 19) ★外国人・外国法人等による政治活動に関する寄附の禁止 (p. 19) ★外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等 (p. 20) ★政治資金パーティーの公開基準の引下 (p. 21)	
国会議員関係政治団体に関すること	★政策研究団体の国会議員関係政治団体届出開始 (p. 5)	★預貯金による政治資金の管理 (p. 8) ★国会議員関係政治団体からその他の政治団体に対する寄附に係る通知開始 (p. 5～7) オンライン提出に向けた会計帳簿・収支報告書作成ソフトの利用 (令和8年分収支報告書のための会計帳簿の作成)	★政党本部・政治資金団体又は国会議員関係政治団体の収支報告書のオンライン提出開始 (p. 14～16、22、23) ★(令和8年分収支報告書から)収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例 (p. 17) 令和8年分オンライン提出	DB提供開始 (p. 22、23) 令和9年分オンライン提出
		★代表者による確認書制度(代表者による随時又は定期的確認等) (p. 12、13)	★(令和8年分収支報告書から)翌年への繰越しの金額の確認等 (p. 9) ★代表者による確認書の交付等開始 (p. 12、13) ★登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充 (p. 9)	

政治資金規正法のあらまし https://www.soumu.go.jp/main_content/000174716.pdf	
国会議員関係政治団体の収支報告の手引（令和 7 年分収支報告書用） https://www.soumu.go.jp/main_content/000077911.pdf	
国会議員関係政治団体の収支報告の手引（令和 8 年分収支報告書用） https://www.soumu.go.jp/main_content/001046231.pdf	
政治資金関係申請・届出オンラインシステム https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020201	
政治資金関係申請・届出オンラインシステム 利用申請 https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020202_1	

総務省自治行政局選挙部政治資金課